

牧陵会細則

(改正平成26年6月 7日)

会則第28条に定める細則は、次のとおりとする。

(部会の基本会務)

1. 会則第20条第1項に定める各部会の会務は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 総務部会

- ① 年間行事の調整立案、予算案、決算案の作成、予算の執行管理、資産の管理、諸会議の設営、母校の発展に資する活動の立案及び他の部会に属さない会務
- ② 総務部会長は、各部会の会務を総合調整するとともに、牧陵会個人情報保護基本方針第4項に定める「個人情報保護管理者」の職務を担う。

(2) 会員部会

- ① 会員情報の収集、整備、活用及び保護
- ② 本会の活動ネットワーク構築と円滑な運営
- ③ 同期会幹事委員会の運営を支援及び補佐するとともに、同委員会の検討・審議事項を役員会に報告する。

(3) 事業部会

- ① 会員相互の交流、親睦を図るための事業の企画・立案・実施
- ② 本会と母校との交流・連携を図るための事業の企画・立案・実施

(4) 広報部会

本会の活動全般にわたる広報活動及び広報のIT化の推進

(5) 牧陵校史資料室運営部会

- ① 母校の支援・協力のもと、継続的資料の収集・保管及び展示の充実・拡充を図り、牧陵校史資料室の運営方針に基づき運営を図る。
- ② 牧陵校史資料室運営方針
 - a 旧制中学、新制高校を通じての「横浜緑ヶ丘高等学校」教育史の保存・展示
 - b 卒業生の社会での活躍、功績、足跡を伝える資料、著作等の保存、展示
 - c 在校生の充実した教育環境の提供を図る
 - (a) 総合学習少人数授業の場の提供
 - (b) キャリア教育の一環として牧陵会による進路、職業相談
 - (c) 新入生(保護者)に対する母校並びに地域の歴史教育
 - d 母校への進学希望者(保護者も含め)向け学校説明会における母校紹介
 - e 卒業生が母校への貢献活動をする場所の運営
 - f 展示室の地域への開放及び地域住民への学習機会の提供

(事務局長及び事務局の事務)

2 会則第23条第3項に定める事務局の運営及び処理する事務は、次のとおりとする。

- (1) 事務局長の執務時間、謝金等の勤務態様は、役員会で決定する。
- (2) 事務局において処理する事務は、次のとおりとする。
 - ① 牧陵会事務所の管理
 - ② 会計及び予算の経理事務
 - ③ 決算案の調整
 - ④ 会費、入会金及び寄付等の収入事務
 - ⑤ 資産管理の事務
 - ⑥ 会員の登録及び異動状況等の整理
 - ⑦ 牧陵会活動に必要な基礎資料の作成
 - ⑧ 母校との連絡調整
 - ⑨ 牧陵会個人情報保護基本方針に基づく会員情報の適正な管理
 - ⑩ その他会長が指示する事務

(同期会幹事委員会)

3 会則第21条に定める同期会幹事委員会については次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 会則第21条に定めるクラブOB会及び同好会は、同窓生が組織する次に掲げる団体で本会に届け出た会とする。
 - ① 同好会(同好の会員で構成され、組織・運営体制を整備し、継続的活動を実施していることを要する)
 - ② クラブOB会(母校のクラブ活動のOBで構成され、組織・運営体制を整備し、継続的活動を実施していることを要する)
- (2) 会則第21条3項に定める委員の定数は、次のとおりとする
 - ① 卒業期別同期会の委員は、各期3名以内とする。ただし、4名以上要望のある卒業期がある場合は、会員部会長が、役員会に諮り決定する。
 - ② 同好会及びクラブOB会の委員は、各会2名以内とする。
 - ③ 会長は、会員部会長の推薦により、本会役員・幹事及び会則第22条の定めによる委員会委員から委員を委嘱することができる。
- (3) 会則第21条4項に定める任期は2年とし、役員改選期に合わせる。
但し、新卒業生で役員改選期まで1年の委員の任期はその次の役員改選期までとする。
- (4) 会則第21条5項に定める委員会の運営は、次のとおりとする。
 - ① 委員会は、会員部会長の推薦により、委員の中から委員長1名、副委員長若干名を選任する。その任期は、会則第9条を準用する。
 - ② 委員長及び副委員長は、会員部会の支援・補佐を得て委員会の運営全般を担う。

- ③事務局は、会員部会が担当する。
- ④委員長は、会員部会長と協議の上、委員会を招集し、その議長となる。
- ⑤委員会の検討・審議事項は、委員長、副委員長及び会員部会長の協議にて決定する。
- ⑥委員長は、必要に応じ役員会に出席できる。

(委員会の設置)

4 会則第22条2項の規定に基づく委員会の設置基準は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 実行委員会

本会の活動の計画立案及び実行にあたって、組織横断的に取り組む必要がある場合に設置し、役員会で定めた目的、期間、執行体制等に従いチームを結成し、完了とともに解散する。

(2) 常設委員会

活動の範囲、規模等が限定的であるが、継続性があり、かつ、組織横断的な活動である場合に設置する。

(総会参加者)

5 会則第14条第5項に定める総会参加者は、原則として次の各号に定める 会員とする。

- (1) 役員
- (2) 会計監査
- (3) 相談役、参与及び顧問
- (4) 牧陵会幹事
- (5) 同期会幹事委員会委員
- (6) 常設委員会の構成員
- (7) 会員（事前に本会に総会参加の申込をいただいた会員）

附則

この細則は、平成26年6月7日から施行する。